

かすみがうら市議会運営委員会会議録

令和6年9月24日 午前8時52分 開 議

出 席 委 員

委 員 長	矢 口 龍 人
副委員長	佐 藤 文 雄
委 員	岡 崎 勉
委 員	小 倉 博
委 員	久 松 公 生
委 員	櫻 井 健 一

欠 席 委 員

な し

委 員 外 委 員

議 長	小座野 定 信
副 議 長	櫻 井 繁 行

出 席 説 明 者

市 長	宮 嶋 謙
総 務 部 長	中 泉 栄 一

出 席 書 記 名

議 会 事 務 局	金 子 俊 文
議 会 総 務 課 長	谷 中 博 文
議 会 総 務 課 課 長 補 佐	鴻 巣 智 子

議 事 日 程

令和6年9月24日（火曜日）午前8時52分 開 議

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 議長あいさつ
4. 事 件
 - (1) 令和6年第3回定例会の運営について
 - ・追加提出予定案件について
 - ・議案審査の方法について
 - ・議事日程（案）について
5. 諮問に対する答申（案）について
6. そ の 他
7. 閉 会

開 議 午前8時52分

○矢口龍人委員長

おはようございます。

時間前ではございますが、全員そろいましたので委員会を始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は6名で、会議の定足数に対しております。会議は成立しました。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

本日、市長にご出席いただいておりますのでごあいさつをいただきたいと思います。

○市長（宮嶋 謙君）

おはようございます。

本日は何かとお忙しい中、市議会運営委員会を開催いただきまして誠にありがとうございます。また、議員の皆様方にはご出席を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

それでは、本日の説明事件でございますが、追加でご提案を予定しております財産の取得に関する議案1件、人事に関する諮問1件でございます。

つきましては、担当部長からご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○矢口龍人委員長

次に、小座野議長からごあいさつをお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、早朝より大変ご苦労さまでございます。

去る9月3日から本日までの22日間の期間で開催されました令和6年第3回定例会は、おかげさまでもちまして、本日最終日を迎えることができました。

本日は、7月25日に貴委員会に諮問させていただきました令和6年第3回定例会の運営につきまして、引き続きご審査いただきますようお願い申し上げます。

次に、ただいま市長から申出がございました追加議案が本日提出されます。これらの取扱いについて、貴委員会のご意見を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、今後も円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。大変ご苦労さまでございます。

以上です。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名いたします。

議会事務局議会総務課、鴻巣補佐を指名いたします。

本日の日程は会議次第のとおりでございます。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

○矢口龍人委員長

本日の事件は、（１）令和６年第３回定例会の運営についてであります。

初めに、追加提出予定案件についてを議題といたします。

説明を求めます。

○総務部長（中泉栄一君）

本日、追加提案させていただきます案件２件を説明させていただきます。

まずは、財産の取得に関する議案から。９月２４日追加提出議案概要書の１ページ、議案第６４号 中央庁舎備品の取得についてでございます。これは、令和６年７月２９日の第２回臨時議会におきまして補正予算をご承認いただいたわけございまして、その後、９月３日に一般競争入札を執行し、９月１１日に仮契約の締結に至ったことから、本契約を締結するため議会の議決を追加提案し、お願いするものでございます。

内容につきましては、中央庁舎で使用する来庁者用の備品と職員が使用する事務用品を新たに購入するもので、取得金額は税込みで３５４４万４２００円、契約の相手方は、つくば市のリコージャパン株式会社、納入期限につきましては令和７年３月１４日ということになっております。

続きまして、人事に関する諮問、議案概要書の２ページ、諮問第３号 人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。

これは、法務大臣の委嘱による人権擁護委員８名のうちの１名、桶栄子委員の任期が令和６年１２月３１日をもって満了となることから、引き続き桶栄子委員を委員の候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第６条第３号の規定により議会の意見を求めるものでございます。

桶栄子委員は、令和５年８月１５日付、市長事務連絡の審議会等の委員の選任に関する指針と照合いたしましても、専門的知識及び公正の確保や在任期間、年齢などの観点からも適任であると判断されるものでございます。

なお、任期は、令和７年１月１日から令和９年１２月３１日までの３年間となります。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして何かございましたら挙手の上、ご発言をお願いします。

○櫻井健一委員

備品の購入の件ですけれども、これは多分、机と椅子だけだとは思うんですけれども、幾つぐらいとか詳細みたいなことというのはないんでしょうかね。３５００万円ということなので。

○総務部長（中泉栄一君）

口頭でよろしければお話はできるんですけども、まず、来庁者用の……

○矢口龍人委員長

資料を全員協議会で出してください、審議前に。

○総務部長（中泉栄一君）

分かりました。

○矢口龍人委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

ないようですので、これで執行部の方には退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。 [午前8時58分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午前8時58分]

○矢口龍人委員長

次に、議案審査の方法についてを議題といたします。

初めに、執行部から説明がありました議案第64号 中央庁舎備品の取得についてにつきましては、日程第4の後、追加日程第1として、直ちに本日の議事日程に組み込み、市長から提案理由の説明を受け、議案に対する質疑の後に委員会付託を省略し、討論を経て、直ちに採決することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、執行部から説明がありました諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についての議案につきましては、追加日程第1の後、追加日程第2として直ちに本日の議事日程に組み込み、市長から提案理由の説明を受け、議案に対する質疑の後、委員会付託並びに討論を省略し、直ちに採決することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、委員会提案議案である委員会発議第3号 かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例についてにつきましては、追加日程第2の後、追加日程第3として直ちに本日の議事日程に組み込み、本職から提案理由の説明を行い、提案に対する質疑の後、委員会付託を省略し、討論を経て、直ちに採決することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

なお、追加議案に対する質疑につきましては、先例により、通告がなくても認めることとし、質疑の方法は一問一答とし、質疑の回数は1議案1要旨につき3回までとすることによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○矢口龍人委員長

次に、議事日程（案）についてを議題といたします。

議案審査特別委員会から各議案の審査結果報告書が提出されておりますので、日程第1とし、委員長からの報告の後、先例により委員長への質疑を省略し、討論を経て採決を行うことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、決算審査特別委員会から各議案の審査結果報告書が提出されておりますので、日程第2とし、委員長報告の後、委員長への質疑、討論を経て採決を行うことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、文教厚生委員会から請願第1号の審査結果報告書が提出されておりますので、日程第3として委員長報告の後、委員長への質疑、討論を経て採決を行うことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○矢口龍人委員長

次に、委員会発議第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書（案）についてを議題といたします。

本件は、文教厚生委員会から意見書案が提出されておりますので、日程第4として文教厚生委員会委員長からの申出により提案理由の説明、質疑を省略し、討論、採決を行うことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

お諮りいたします。

本日の議事日程（案）につきましては、ただいまの審議の内容を踏まえ、タブレット端末に掲載いたしました議事日程（案）のとおりとすることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○矢口龍人委員長

次に、諮問に対する答申案についてを議題といたします。

答申案のデータをタブレット端末にお送りいたしましたのでお目通しいただきたいと思います。

ここで、暫時休憩といたします。〔午前9時2分〕

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午前9時2分]

それでは、答申案につきましてご意見またはお気づきの点がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ご意見等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、ないようですのでここでお諮りいたします。

本案のとおり議長に答申し、本委員会終了後に開催されます全員協議会で報告したいと思います、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

○矢口龍人委員長

ここで、議長から発言の申出がございます。

それではお願いします。

○議長（小座野定信君）

百条委員会の件でございますが、証言者の一人であります田代和正氏から申出がございましたので、ご報告いたします。

詳細につきましては議会事務局長に説明させますので、よろしく願いいたします。

○議会事務局長（金子俊文君）

それでは、田代氏からの申出についてご説明させていただきます。

9月20日金曜日、5時頃でございますが、田代氏が議会事務局に参りまして、小座野議長宛の文書を持って参りました。その文書の内容といたしましては、「昨日、令和6年9月19日の読売新聞の朝刊にて、私、田代和正を偽証容疑で告発するという記事が掲載されているのを読みました。そこには、私が昨年12月19日の百条委員会での証人尋問で虚偽の証言をしたと判断と書かれておりますが、私は虚偽の証言はしておりません」というような文書をお持ちになりまして、議会の議決の前に、議員の皆様にも5分でもいいからお話を聞いていただきたいというようなことでございました。

こちらといたしましては、いろいろ審議の議案がありますので、全員協議会の時間であれば、すぐお答えをして、議長に判断、確認させていただきますとお答えいたしました。

田代氏としましては、時間は現在ありますので、幾らでも待ちますので議長にお話をしていただきたいというようなことでございました。そこで、議長に報告したところ、9月24日の議会運営委員会で諮るということとなりました。

そして本日でございますが、私、7時頃出勤しましてファクスを確認しましたところ、昨日23時20分付でファクスの送信がございました。内容につきましては、「お世話になります。かすみがうら市新治の田代和正です。先日は新聞記事にいても立ってもいられず、突然お伺いして申し訳ありませんでした。5分でも構わないので議員の皆さんにお話する時間をいただきたいというお願いをしましたが、お話しするより文書のほうが分かりやすく、残せると思いましたのでメール、ファクスの文書をお送りいたしましたので、どうか必ず2枚目の令和6年9月19日の新聞記事等についての文書を議員にお渡しくださ

いますようお願いいたします」というような内容でございます。

その文書につきましては、ただいまタブレットのほうに記載してございます。最後には、私は虚偽の発言はしてございませんというような内容が書かれているものでございます。

以上でございます。ご協議をお願いいたします。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

この件につきまして何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄副委員長

百条委員会がもう既に終わって、それで警察が動いて、結果的にうそがないことを言ったわけですね。そうしたら、これは虚偽じゃないというんだから、何を考えているか分からない。これはちょっと、だから全員協議会で説明することについても、これはいずれにしても文書で来るということだったので全員協議会でやる必要がなくなったので、これはみんなに渡せばいいんじゃないかなと思います。あとは粛々と今回の発議を出していただければいいかなと思います。

○矢口龍人委員長

ほかに。

○小倉 博委員

ということは、お話は聞かないということですか。

○矢口龍人委員長

この文書の取扱いですけれども、いかがいたしますか。

○佐藤文雄副委員長

配付していいんじゃないですか。

○矢口龍人委員長

配付のみで、これに対する審議はなしですよ。

○佐藤文雄副委員長

そうですね、審議はできないから。

○矢口龍人委員長

これは配付のみということでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

全員協議会で配付することとします。

[「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

皆さんのお手元のタブレットにあると思うんですが、この文書がすごく攻撃的だなと思うところをちょっと言いますので。

下のほうですけれども、私は百条委員会の証人喚問で虚偽の発言はしておりませんと言い切っているんです。議会を軽く見ているつもりもありません。警察の捜査は粛々と受け入れております。捜査中なので、警察としても虚偽かどうかの判断はまだできていないと思いますと、憶測でね。そんな中、あのような記事が出ることは大変遺憾ですと。ここで怒っているんですよ。これこそ遺憾で、議会としてもすごく遺憾を感じる場所です。そういうふうな返事をしたいところですが、相手がいませんので、一応文書の配付のみで、そういうことで、あとは皆様のご判断にお任せしたいと思います。

○櫻井健一委員

ここで、虚偽の証言はしていないという根拠が聞きたかったなと思ったんですけども。こっちの解釈と違っている部分があって……だからその辺を詳しく聞いてみたいと思って。本人のその言い分を聞いてみたいなと思ったんですよ。

○議長（小座野定信君）

これあがいているだけだと思うんだけど、警察としては、議員の有志の人らが告訴をした。それで動いちゃっている。その動くというのは証拠品があるかないかを確認して、実はあったと。これを議会側に報告するということは、警察はもう一步、二歩先に動くよと。だから議会どうするんだということで、だから来てくれたと思う。だから警察はもうやる気になっている。

○岡崎 勉委員

文書の中で警察が来たわけではないでしょう。文書で来たんですか、警察から。

○矢口龍人委員長

この間の説明、あのとおりなんですよ。

○岡崎 勉委員

あれは口頭じゃなかったですか。

○議会事務局長（金子俊文君）

そうです。口頭です。

この前もお話ししました、県警から2名、土浦警察署から2名いらっしゃいまして、議員有志の告発の捜査は進んでいるというようなことで、捜査の中で、田代氏の虚偽発言が明らかになってきたということで、起訴するかどうかは現在検察側の判断を待っているというような状況でございます。その内容を知り得た以上、警察としても議会に報告しなければなりませんので、議会に報告をして、議会として何か動きがあればお知らせいただきたいというようなことで警察から口頭で言われました。

○佐藤文雄副委員長

それで警察に文書を確認したと言っていなかったですか。文書は確認されていないと、こっち側で聞き取りをして、文書を書いたやつがそのままだと分からないんじゃないかということでしょう。だから、この前私が確認したんですよ、全員協議会で。ちゃんと警察とこの文面については確認したんですかと。そうしたら確認しましたということだったので、もう一回確認、言ってください。

○議会事務局長（金子俊文君）

この前の議会に報告する文書につきましては、県警にも見ていただきまして、確認された文書でございます。

○岡崎 勉委員

そうすると、警察で今捜査しているけれども、それに対して我々は口出して問題はないということですか。口出すというか、まだ調査中でしょう。

○矢口龍人委員長

私の理解の範囲で申しますと、警察は粛々と捜査をしていますよと。ただ、地方自治法の百条の何項の規定の中で、要するに虚偽があった場合には告発しなさいという条項があるので、警察ではその情報を提供しますから、議会としてどういう対応をするか皆さんで決めてくださいよということで申し送りましたわけです。だから議会でどうするか、それは百条でもっての表示の中で、我々はどうしますかということ、要するに警察に投げかけられている状態なんですよ。

〔「百条委員会はないんだよ、もう」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

要するに地方自治法の中での違反行為があったから、それが現認されたから、だからどうしますかということなんです。そうすると、地方自治法では、要するにそういう虚偽があった場合には告発しなさいとなっているわけですよ。だから告発しましょうかということで話をしているんです。

○小倉 博委員

委員長の言うとおりでと思います。実際、原本が見つかったということで、でも本人は、虚偽はしていないということなんです。本当はいろいろ判断するんでしょうけれども、私は告発することには賛成します。しかしながら、もう少しご本人から聞きたいという話があったということは、何か言い分があると思うんですよ。

○矢口龍人委員長

小倉委員、結局、百条委員会で本人を呼んで説明してもらって、やりとりして、それで報告書にまとめて提出したわけですね。ですから、もう我々の捜査権というか、それはもうこれ以上できないという状況になったので、最終的に報告書を出したわけですが、あとは警察がやることなんです。だから、こういうふうな文書を我々にもらっても、我々何も物も申せないし、彼に対して、出てきて話しろということもできないんですよ。その権限も何もない、彼が来てここで話したいといって話させられるわけにいかないんですよ。だから、それは警察のやることだから我々はお願ひするしかないんじゃないですか。

○岡崎 勉委員

私が言いたいのはそこなんです。もう少し警察に調べてもらって、はっきりしてからのがいいんじゃないかと。

○矢口龍人委員長

はっきりしたから、文書が今まで隠していたのが出てきたということ、それが現認されちゃったんですよ。我々ががさ入れやって、調べたわけでも何ともないわけですね。だから、百条委員会の証言と食い違うところがあるんじゃないですかと。

○岡崎 勉委員

警察で処分するんでしょう、見つかったんだから。警察のほうで、ある程度判断するんでしょう。こっちはやる気ないんだろう、告発しないと言ったら。

○矢口龍人委員長

告発しなくても捜査はするんでしょうけれども、議会としては、法律に従って粛々と告発するのがいいんじゃないですかということ。

○議長（小座野定信君）

警察は民事でやっているわけですよ。百条委員会というのも、いくら憲法よりも下のほうだけれども罰則規定があるから、警察はその罰則規定を分かって、警察では一步進めて検察庁に告訴文を送る。議会は議会として百条委員会の罰則規定があるんだから、警察も無視できないと。だから証拠が見つかったという報告をくれたんです。だから、見つかった証拠に対して議会はどういうふうに動くんだということ。

〔「我々が罰するわけじゃないよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（小座野定信君）

警察も検察に上告する。議会は議会として警察に告発してもいいんですよ。検察に告発してもいいですよという、そういう場面なわけですよ。だから警察だけが動いても、議会として百条委員会というも

のに対して嘘ついたことが分かったからどうするんですかということで、警察が今、議会に問題を投げかけているんです。

〔「理解しました」と呼ぶ者あり〕

○櫻井健一委員

今、警察で調べるのは刑事事件で調べているんだと思うんですけれども、議会から告発するということは3か月以上5年以下の罰則みたいなものがありましたけれども、それというのは民事の告発をするという、また別の告発ということを指して議会からの告発ということを言われているんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

刑事だよ。

○櫻井健一委員

そうすると、刑事のほうをもっと強化してやってくれというようなことなんですか。そこを教えてくださいなんですけれども。

○議長（小座野定信君）

二本立てだ。

○櫻井健一委員

その二本立てというのが刑事と民事でということになるということですよね。だから議会から告発すれば、今調べている警察のほうの捜査とは別で民事のほう……

○矢口龍人委員長

我々は百条委員会の地方自治法の虚偽でもって告発する。すると警察のほうも分からないようになってやっている。どういう捜査をしているかが分からないでしょう、だって。虚偽の捜査をしているんじゃないんです。それはそれで、それもやっているだろうけれども、要するに全体的なことで行っているんじゃないかな。だから、それは捜査内容は教えないし分からない。

〔「ただ証拠が出たよということだけ教えてくれる。あとは教えてくれない」と呼ぶ者あり〕

○櫻井健一委員

警察のほうの刑事とは別で民事のほうということになると、その民事のほうになると今度警察は不介入になってくると思うんですけれども、そこでもう一つ訴えを起こすことが起きるとするのであれば、今、自分では虚偽をしていないというほうの意見を聞いてからじゃないと、告発した人たちはきっといろいろな情報があると思うんですけれども、僕たちにはその情報量が偏っているのかなと思っていて、その中で判断する素材として、この代表の人も何か申し入れてきているわけですから、そこも聞いてみないと判断がしかねちゃうのかなと。この文書の中でやっていないというだけで、そのやっていない根拠が入っていないんですよ。だからこれを聞かなくて、その判断がしづらいなとすごく感じているんですけれども。

○議長（小座野定信君）

これはもうやったやらないの話じゃなくて、実際にうそをついたかついていないかの話なんです。ここでいっている、私は虚偽の発言はしておりませんと言っていますよね。実際にその現物が本当になれば虚偽の発言ではないです。署名簿が発見されないから。ただし署名簿が発見された以上、まさかこの田代さんが持っていたかどうかの確認はしていないけれども、間違いなく田代さんの家にあったという話は一応聞いています。田代さんの家から出たという話は聞いています。それを基本に考えると、うそをついていたか、ついていないか。百条委員会というのは宣誓をして、うそをついた場合には罰則規定があるわけだから。

○櫻井健一委員

その見つかった経緯も僕らは分からなくて……

○矢口龍人委員長

そんなものは、だから捜査情報は漏らしません、一切。

○櫻井健一委員

だから家にあったのか、ごみ箱に入っていたのを警察が見つけたのかというのも分からないで……

○矢口龍人委員長

そんなことも一切分かりません。

○櫻井健一委員

だから虚偽じゃないと言っているところが、何なのかというのが分からないで……

○矢口龍人委員長

そんなの全く聞いてられません。

○議長（小座野定信君）

委員長の言葉を重ねるようだけれども、警察はどこでどういうふうに見つかったということは、報告はない。ただありましたよと。

○矢口龍人委員長

ただ分かるのは、起訴されて裁判やれば分かる。裁判だと全部説明する。

〔「起訴されるでしょう」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

起訴されれば、裁判になれば分かります、経緯が。そこで、裁判の中で、もしこの人が言うように偽証の証言をしていませんよということが立証されれば無罪になる。

○櫻井健一委員

その捜査の中で無罪になったとする過程の中で、こっちからまた民事で訴えるということをしちゃうと、すごく何か状況が分からないうちに訴えるようなことをしちゃうというのがすごく危険じゃないかなというのを感じるんです。

○矢口龍人委員長

だから反対してください。

私らも皆さんもこれ分からないもん内容が。

○矢口龍人委員長

ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

ではそのようにします。

○矢口龍人委員長

以上で本日の日程は全て終了しました。そのほか何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢口龍人委員長

ないようですので、以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前 9時25分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 矢 口 龍 人